

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽鉢立町11番地1		平成29年7月26日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 任天堂株式会社 代表取締役社長 君島 達己 電話 075-662-9600												
主たる業種	家庭用レジャー機器の製造販売 細分類番号 3 2 5 1													
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号													
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで													
基本方針	主要エネルギーである電力使用量の削減、廃棄物の発生抑制と再資源化の推進、 CO ₂ 排出量削減に向けた省エネ活動の推進													
計画を推進するための体制	上記基本方針に基づき、総務部において省エネ推進に係る計画の策定・進捗状況の把握を行っている。													
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率								
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	5,365.1 トン 7,068.9 トン	6,904.0 トン 6,384.7 トン	6,375.6 トン 5,856.3 トン	6,639.4 トン 6,120.1 トン	23.8 パーセント -13.4 パーセント								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	環境配慮型新社屋の供用開始および社内の省エネルギーガイドラインの遵守で、エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善することを目指として、着実な活動が展開できている。												
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率							
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (総労働時間：万時間)	17.17	17.00	15.18	15.02	-8.37 パーセント							
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント							
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	環境配慮型新社屋の供用開始および社内の省エネルギーガイドラインの遵守で、エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善することを目指として、着実な活動が展開できている。												
		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考								
	105.0 ㎡	105.0 ㎡	105.0 ㎡	105.0 ㎡										
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	セントラル空調の一部を高効率ビルマルチ(EIIP)へ更新、照明のL.E.D化 新設建物の省エネルギーのチューニング												
	(27)年度	セントラル空調の一部を高効率ビルマルチ(EIIP)へ更新、照明のL.E.D化 新設建物の省エネルギーのチューニング												
	(28)年度	セントラル空調の一部を高効率ビルマルチ(EIIP)へ更新、照明のL.E.D化 新設建物の省エネルギーのチューニング												
通勤における自らの自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共交通機関を使用。												
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	特別な場合を除き、確実に実施できている。												
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考									
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン										
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン										
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン										
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン										
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン										
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし													
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <th>超過削減量</th> <th>第1年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> <tr> <td>1,557.9 トン</td> <td>519.3 トン</td> <td>519.3 トン</td> <td>519.3 トン</td> </tr> </table>						超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	1,557.9 トン	519.3 トン	519.3 トン	519.3 トン
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度										
1,557.9 トン	519.3 トン	519.3 トン	519.3 トン											

注1 該当する□には、印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。